

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（令和2年度）

住 所 福岡市西区小戸4丁目19番20号
 事業者名 株式会社姪浜タクシー
 代表者名 代表取締役社長 岩本 芳浩



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサル デザインタクシー	車両をユニバーサルデザインタクシーに置き換える (所有車両85台中、令和2年度中に7台代替予定)	置き換え 0 台 (新型コロナ休車特例措置)

② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	全乗務員ユニバーサルドライバー研修を受講 (講師資格者を養成し進捗を図る)	3回 19名 (コロナ禍で低迷)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
UD車指定案内	予約時のUD車配車確認(2023年度までに全車両UD車置き換え)	実践対応
社会参加支援	お客様が必要とされる介助を、お客様指示の基に配慮する 意識の醸成 ～ 会話・人格尊重・お客様の自主性	定期教養

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ登載	ユニバーサルドライバー研修、乗務員への車椅子積載 要領・乗降訓練講習	研修3回・各登載 (講習・コロナ禍未開催)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
UD講習・研修	新人乗務員UD講習	9名採用
車椅子乗降訓練	全乗務員に車椅子乗降支援の実技訓練実施	コロナ禍で未開催

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ 障害者等が多く参加されるイベント等にUDタクシーを優先配車 … 事案なし
- ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者意見の社内共有、取組み改善 … 取扱事案なし
- ・ 担当部署を中心に確認と評価の会議開催…定例ミーティングで議題としてあげ検討実施
- ・ 管理部門営業係を主管に推進体制の構築…UD研修講師資格を取得、計画的なUD研修実施

(3) 報告書の公表方法

- ・ 社内点呼室掲示
- ・ ホームページ登載

(4) その他

- ・ 前年度末、UD研修の公的開催は開催回数・受講人数の制約から、自社で講師資格を取得、UD研修の頻度アップを試みたが、コロナ禍にあり3回19名の研修修了書取得に止まった。
- ・ 全乗務員を対象とした車椅子搭載要領・乗降訓練講習やディーラー招致訓練は、コロナ禍にあり未達成。

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	46		46			
年度末車両数	46		46			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第9号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(平成24年国土交通省告示第257号)第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。

4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。